

鳥取県告示第 50 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成 19 年 1 月 19 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市福部町湯山字台山2105の3、字高浜2164の780、2164の861、2164の862
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅